

令和 8 年 9 月 2 日

内部統制室

内線 2152

直通 092-643-3082

担当 武下、黒石

福岡県職員に対する優位な地位又は影響力を利用した 不当な要求等に関する調査結果について

1 目的

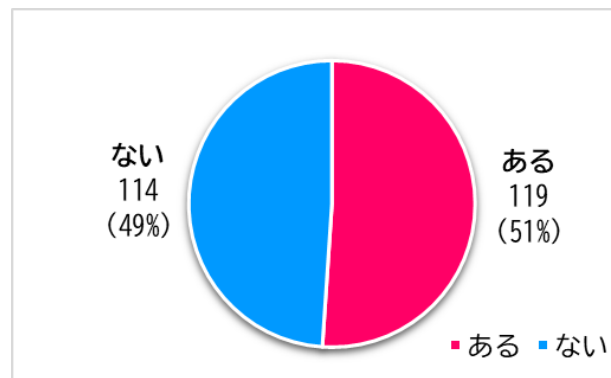
優位な地位又は影響力を利用した不当な要求等から職員を守るための条例制定を検討するに当たり、職務遂行の過程における不当な要求等の実態を把握することを目的として、対象者へ調査を行ったもの。

- ・調査期間 令和8年8月17日（月）～8月21日（金）
- ・対象者 知事部局本庁及び出先機関の所属長以上の職にある職員243名
（回答者数：233名、回答率：95.9%）
- ・調査方法 匿名のアンケートを実施

2 調査結果

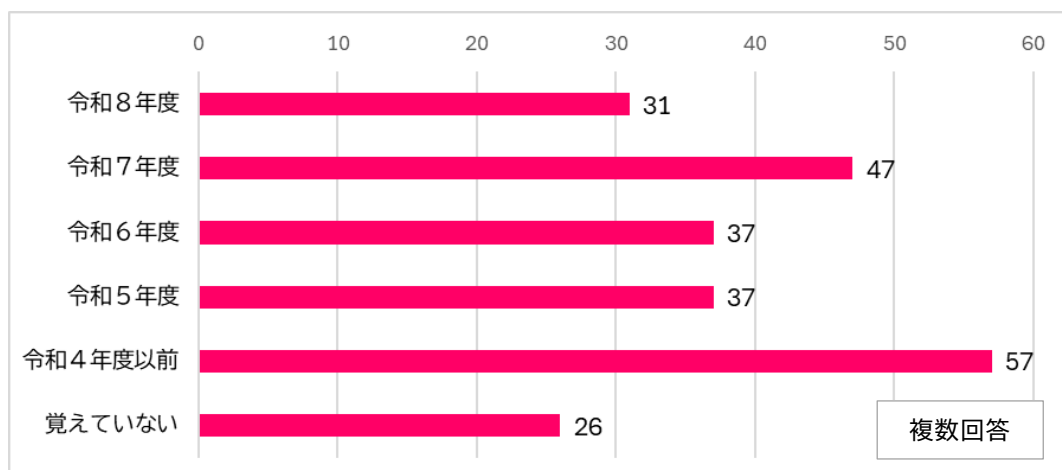
（1）不当な要求等の有無

職務遂行の過程において、地位又は影響力を利用した不当な要求や威圧的な言動等を受けた、又は見聞きしたことがあると回答した者は、119名（51%）であった。



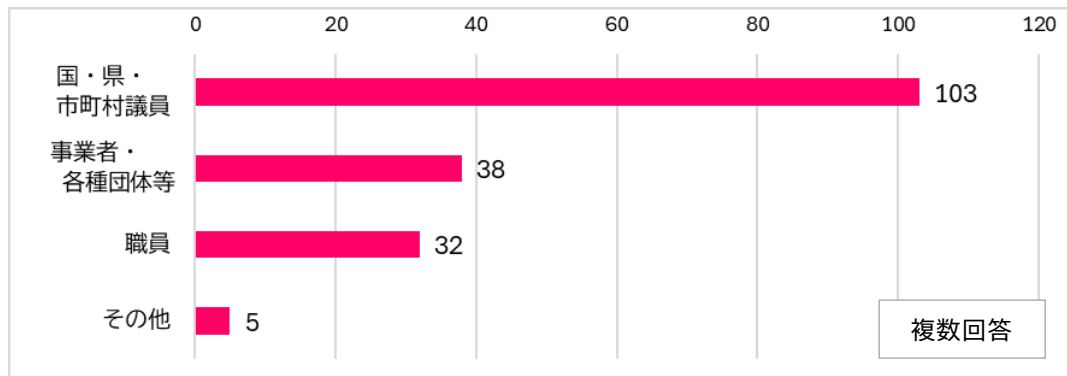
（2）発生時期

不当な要求等の発生時期については、「令和4年度以前」が最も多かったものの、令和7年度及び令和8年度も多数の回答があった。



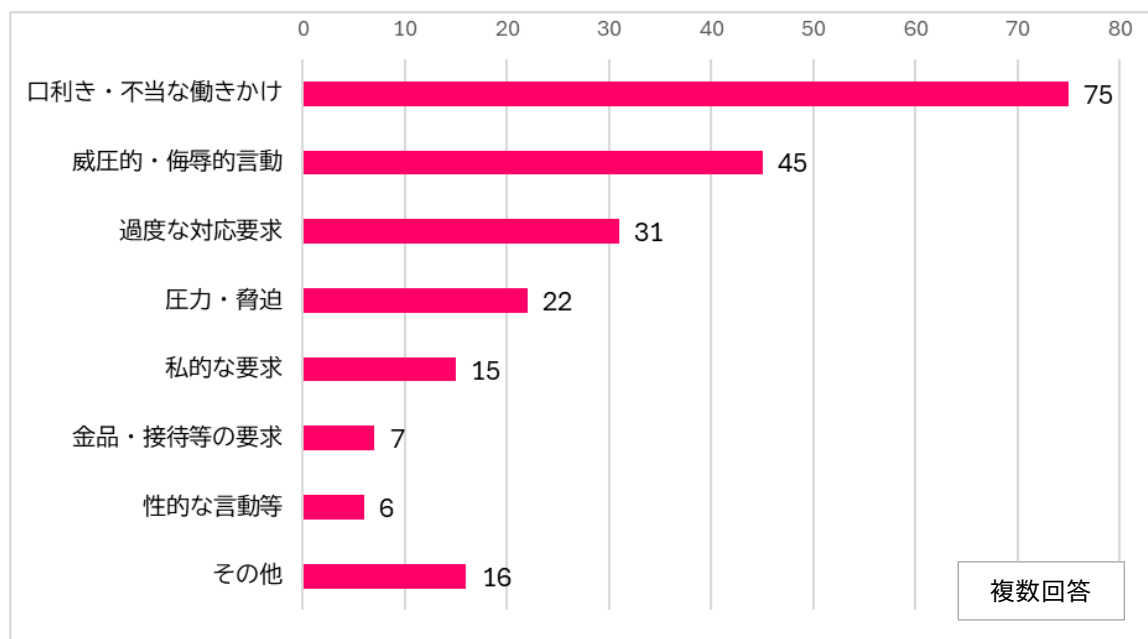
(3) 行為者

不当な要求等の件数は、国・県・市町村議員によるものが１０３件と最も多く、次いで事業者・各種団体等が３８件であった。



(4) 行為の種類

行為を類型別に集計した結果、「口利き・不当な働きかけ」が７５件と最も多く、次いで「威圧的・侮辱的言動」が４５件、「過度な対応要求」が３１件であった。



(5) 行為の主な内容

※個人や個別事案が特定される内容は掲載しない。

- ・ 業務委託や工事発注契約において、特定の事業者を選定するよう求める働きかけ
- ・ 発注予定金額の事前提供を求める働きかけ
- ・ 補助金の採択に関して便宜を図るよう求める働きかけ
- ・ 業務には関係なく発せられた人格を否定する暴言
- ・ 長時間にわたる執拗な追及や説教
- ・ 要求に応じなければ議会運営や業務遂行に支障が生じることを示唆する発言

- ・ 「こちらの指示に従わなければ不利益を受けることになる」などとの発言
- ・ 深夜又は休日の連絡、急な呼出しを求める行為
- ・ 政党・会派又は議員個人の広報紙等の原稿執筆の要求
- ・ 公務と直接関係のない懇親会、二次会等への参加の強要
- ・ 若手職員との交流を目的とした懇親会の設定を求める行為

3 調査結果の総括

- ・ 今回のアンケート調査により、職務遂行の過程において、地位又は影響力を背景とした不当な要求や威圧的な言動等を経験したとする回答が相当数見られた。
- ・ また、その内容は、口利きや不当な働きかけにとどまらず、威圧的・侮辱的言動や過度な対応要求など多岐にわたり、近年においても継続的に発生している状況がうかがえた。
- ・ これらの不当な要求等は、職員の心理的負担を増大させるだけでなく、公正な職務執行を阻害するおそれがある。
- ・ 今回の調査結果は、職員が安心して職務を執行できる環境を確保するとともに、不当な要求等に対して組織として対応するための制度の必要性を示すものとなった。